

部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額 57億円
 (前年度予算額 37億円)
 令和7年度補正予算額 82億円

理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）に基づき、令和8年度からの「改革実行期間」における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進 ※★印は令和7年度補正予算に計上

I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

(1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援

〔指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等〕

② 経済的困窮世帯の生徒への支援

〔参加費・保険料〕

③ 推進体制の整備等★

〔コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等〕
- 〔補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（★1）、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〕

(2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。〔定額補助：国10/10〕

- ＜主な重点課題＞
- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
 - ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
 - ・学校施設の有効活用（指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む）
 - ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
 - ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等

(3) 中学校における部活動指導員の配置支援

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。
 【17,320人（運動部：13,620人、文化部：3,700人）】〔補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3（★1）〕

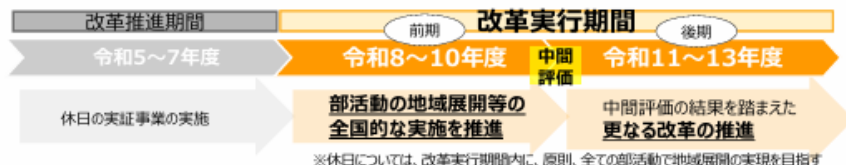
(4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
 ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営（JSC運営費交付金）

II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援（用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等）★（一部）
 ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
 ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



【「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）抜粋】
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

- *1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3
- *2 本資料における「スポーツ」は障害者スポーツ、「文化芸術」は、障害者芸術、「中学校」は特別支援学校中学部等を含む。

根拠法令

- **スポーツ基本法（令和7年改正後）（抜粋）**
 第十七条の二 地方公共団体は、（略）中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（令和7年改正）（抜粋）**
 附則第三条 政府は、（略）次に掲げる措置を講ずるものとする。
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

（担当：スポーツ庁地域スポーツ課、文化庁参事官（芸術文化担当））

部活動の地域展開等に関する法律上の規定

スポーツ基本法（令和7年改正）【抜粋】

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（地域スポーツクラブ）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）【抜粋】

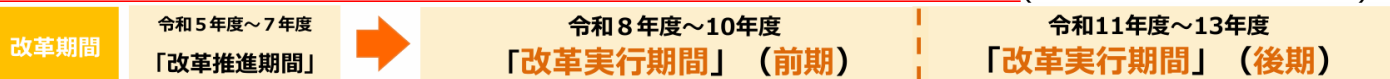
(政府の措置)

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、一箇月時間外在校等時間を平均三十分程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(略)

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

◆「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の策定(令和7年12月 文部科学省)



◆新たな補助制度（地方スポーツ振興費補助金）の創設(R7年補正：82億円、R8当初：57億円 計139億円)



《参考》令和8年度地方財政措置の状況

◇ 部活動の地域展開等推進事業（地方スポーツ振興費補助金）【新規：普通交付税】

休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援及び中学校における部活動指導員の配置支援に必要な経費について措置。
(推進体制の整備等については、令和7年度補正予算にて措置済)

(参考) 義務教育国庫負担金による教員の処遇改善

部活動指導手当の見直し（令和8年4月～）【義務教育国庫負担金】

○ 部活動指導手当の見直し（令和8年4月～） 日額2,700円 ⇒ 日額3,900円

※ 部活動指導手当については、部活動の地域展開の方向性を踏まえ、国庫負担を順次縮減していく。



地域クラブ活動体制整備等事業 (保健体育課)

令和8年度予算額：268,643千円 (一般財源：86,557千円)
 【参考】令和7年度予算額：123,108千円 (一般財源：19,302千円)

【目的】子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革を実現する «地域展開の推進と地域連携(部活動指導員配置)の両輪による改革»

現状と課題

- 令和8年度から令和13年度末までが改革実行期間として位置づけられたことから、部活動の地域展開の支援をする必要がある(国が令和7年12月に策定した総合的なガイドラインを踏まえ、令和8年夏頃を目途に府方針を改訂する)

【地域展開】改革推進期間中の取組み

【国庫委託事業】(国10/10)

● 国実証事業 (13市)

R7：豊中・池田・箕面・茨木・守口・枚方・大東・門真
八尾・河内長野・大阪狭山・泉大津・岸和田

R6：豊中・池田・箕面・守口・枚方・大東・門真
八尾・泉大津・岸和田・府立富田林中

R5：豊中・箕面・守口・大東・岸和田

※R5～7までを改革推進期間として位置づけられていた
 ※R8より国庫委託事業から国庫補助事業へ変更

【地域連携】部活動指導員配置支援

【国庫補助事業】(国1/3、府1/3、市1/3)

● 実技指導や学校外での活動への引率
 ・生徒の活動機会の保障や地域展開に備える
 ・教員の部活動指導時間削減と心理的負担軽減

R7：26市町/238人

R6：25市町/225人

R5：22市町/190人

※ 過去3年間分の補助対象
 令和7年度は申請人数
 それ以前は実績人数

【主な補助要件等】

- ・ 国ガイドライン遵守
- ・ 在校等時間客観的把握
- ・ 部活動指導員による単独指導・引率

【新】国の総合的なガイドライン

- 令和8～13年度を改革実行期間とする(R8～10を前期、R11～13を後期)
- 上記期間内に原則全部活動の地域展開をめざす
- 国が示す要件等に基づき、**市町村が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築(指導者においても認定する必要あり)**
- 平日の地域展開に向けた各種課題の解決に向けた取組みの実施

課題

【令和7年度 部活動実態調査より】

◆ 部活動設置部数：2,568部
(顧問:6,576人、うち約53%が専門的指導可能)

【検討会議での委員意見】

◆ 財源と人材確保、府としての広域的な整備を求む

【市町村の状況】

◆ 受け皿となる団体と人材が不足

【認定制度に向けた体制整備】

◆ **市町村による認定制度へのサポートが必要**

事業内容

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進 (国庫補助事業) (一部ゆめ基金活用)

予算額：161,151千円 (一般財源：32,507千円)
 【参考】令和7年度予算額84,706千円 (一般財源：0千円)

- 市町村における国予算事業を活用した取組みの支援を行い、生徒の地域のスポーツ活動の充実に取り組む (府方針P12)
 - 〈市町村の取組み〉 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、推進体制の整備等、平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応、経済的困窮世帯の生徒への支援
 - 〈大阪府の取組み〉 検討会議(年6回)、進捗状況確認(各学期3回)、成果発表会(1月)、指導者の質の向上(研修会等)、広報活動(府民向け案内)、企業等との連携体制構築(地域クラブ活動サポートのコンソーシアム化)
- 指導者の発掘等から、市町村の求めに応じた、**生徒にとってふさわしい指導者**の紹介・地域クラブ活動の運営団体等の指導者の配置支援を実現 (府方針P8)
 - 〈大阪府の取組み〉 【人材バンク(ええコーチOSAKA)の運用】認定地域クラブ活動指導者の育成・確保・円滑なマッチングの実現支援、相談窓口の開設

② 部活動指導員の配置支援 (国庫補助事業)

予算額：107,492千円 (一般財源：54,050千円)
 【参考】令和7年度予算額38,402千円 (一般財源：19,302千円)

- 教員に代わり指導を担う部活動指導員の配置支援から、生徒のニーズを踏まえた活動の保障や地域展開に向けた地域連携を促進する。(府方針P11)

【令和8年度 優先的配分基準】

- ◆ 地域展開に向けた取組み状況
 域内実態把握調査、地域展開説明会・研修会の開催、協議会の開催、地域展開に向けた方針策定、国事業の実施状況等
- ◆ 時間外在校等時間の削減状況

効果

- 子どもたちがやりたいスポーツ活動を選択できる環境を整備することにより、将来にわたって継続的にスポーツ活動に親しむ機会の確保につながるとともに、未来の大阪を担う人材の育成につながる。また、教員の部活動指導時間の削減と心理的負担の軽減により、働き方改革の推進につながる。

地域クラブ活動推進等事業費(小中学校課)

当初予算額 : 86,189千円(国庫支出金:56,805千円 一般財源:29,384千円)

【目的】子どもたちの多様な活動機会の確保と学校の働き方改革を実現する 地域展開体制構築と部活動指導員配置の両輪による改革

国の方針 令和8年度から令和13年度末までを改革実行期間として位置付け
 休日については令和13年度末までに原則、全ての文化部活動の地域展開を実現をめざす
 平日については各種課題を解決しつつ更なる改革を推進するとともに、地域の実情等に応じた取組を進める
 公的負担については国・都道府県・市町村で支え合うことが重要
 <<「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめ>> 令和7年5月

今後の方向性

令和6年度	令和7年度	現状・課題	令和8年度～令和13年度 改革実行期間の方向性	原則、文化部活動の地域展開をめざす(休日)
<p>実証事業 (国庫委託)</p> <p>事業実施 4市町村</p>	<p>成果</p> <p>部活動指導員を配置した部活動において勤務時間外に部活動指導に従事した時間 (1部活動あたりの1か月平均)</p> <p>18.8h → 12.6h (-33%)</p> <p>指導員配置前 (4~7月)</p> <p>令和6年 (4~7月)</p>	<p>市町村の地域展開の進捗状況は不十分</p> <p>学校部活動を維持することが難しい状態</p> <p>部活動に取り組めない生徒がいる ※存続できない部活動が廃部になる</p> <p>学校における働き方改革の推進が必要 ※教職員が自身の負担を顧みず子どものために顧問を引き受けるという形で成立している部も依然多い</p>	<p>地域展開推進事業 (国庫補助事業)</p> <p>地域人材 地域団体</p> <p>▶ 部活動指導員 ▶</p> <p>地域クラブ活動</p> <p>部活動指導員の拡充 部活動指導員を拡充し、地域人材を発掘する</p>	
<p>部活動指導員 (国庫補助事業)</p> <p>指導員 16市町村 44部配置</p>	<p>事業実施 6市町村</p> <p>指導員 19市町村 56部配置</p> <p>部活動指導員配置の成果を地域展開に活用</p>			

R8年度 事業内容

【国庫補助事業】部活動の地域展開・地域文化クラブ活動推進事業

①休日の地域クラブ活動費等の支援(国・府・市:1/3)
 ②地方公共団体の体制整備等(国・府・市:1/3)
 ③平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応(国10/10)

総経費:53,371千円
 国庫支出金:40,400千円
 一般財源:12,971千円

【国庫補助事業】文化部活動指導員の配置事業

④中学校における部活動指導員の配置支援(国・府・市:1/3)

総経費:32,818千円
 国庫支出金:16,405千円
 一般財源:16,413千円

「文化部活動の地域展開」

府域への展開

【取組み】

- 子どもたちが取り組みたい部活動を選択できる環境を整備することにより、将来にわたって継続的に文化芸術活動に親しむ機会の充実
- 学校における働き方改革の推進を図ることにより働きやすい職場環境が整備され、教員の担い手の確保が期待

【指標】

- (生徒アンケート) 肯定的回答…90%以上 部活動への満足度
- (教員アンケート) 肯定的回答…100% 部活動指導時間の削減 心理的負担を軽減

施策効果

- 円滑な地域展開・地域連携を後押しすることにより、子どもたちが将来にわたり多様な文化芸術活動ができる機会の確保
- 教員の部活動指導時間の削減と心理的負担の軽減により、働き方改革を推進

令和8年度国庫補助事業の活用状況について

スポーツ庁メニュー活用（市町村）

【休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助割合：国1/3、府1/3、市1/3）】 17市町

池田市、箕面市、高槻市、茨木市、守口市、枚方市、大東市、門真市、八尾市、柏原市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、泉大津市、岸和田市、泉佐野市、熊取町

【地方公共団体の体制整備等（補助割合：国1/3、府1/3、市1/3）】 13市町

豊中市、箕面市、茨木市、摂津市、枚方市、大東市、門真市、八尾市、河内長野市、大阪狭山市、泉大津市、岸和田市、熊取町

【平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）】 12市

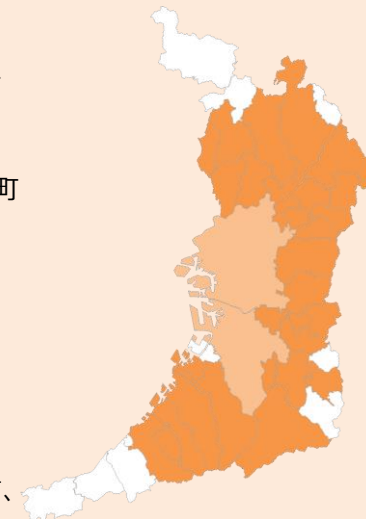
豊中市、池田市、箕面市、守口市、大東市、門真市、四條畷市、八尾市、河内長野市、大阪狭山市、岸和田市、泉佐野市

【経済的困窮世帯の生徒への支援（補助割合：国1/2、市1/2）】 4市

箕面市、門真市、八尾市、大阪狭山市

【中学校における部活動指導員の配置支援（国1/3、府1/3、市1/3）】 27市町

豊中市、箕面市、吹田市、茨木市、摂津市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市、東大阪市、富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、泉大津市、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町



文化庁メニュー活用（市町村）

【休日の地域クラブ活動の活動費等の支援（補助割合：国1/3、府1/3、市1/3）】 6市

箕面市・大東市・門真市・八尾市・大阪狭山市・泉大津市

【地方公共団体の体制整備等（補助割合：国1/3、府1/3、市1/3）】 4市

箕面市・大東市・八尾市・大阪狭山市

【平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応（補助割合：国10/10）】 4市

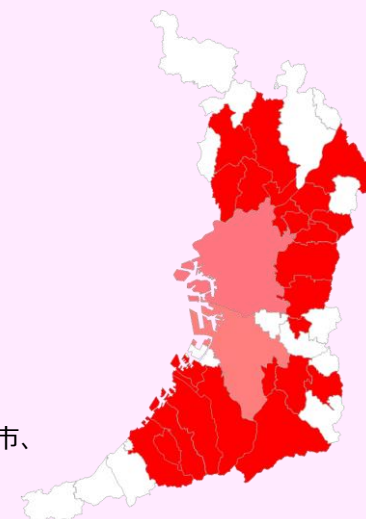
箕面市・門真市・八尾市・大阪狭山市

【経済的困窮世帯の生徒への支援（補助割合：国1/2、市1/2）】 4市

箕面市・門真市・八尾市・大阪狭山市

【中学校における部活動指導員の配置支援（国1/3、府1/3、市1/3）】 21市町

豊中市、箕面市、吹田市、茨木市、摂津市、守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、東大阪市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、河南町、和泉市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町

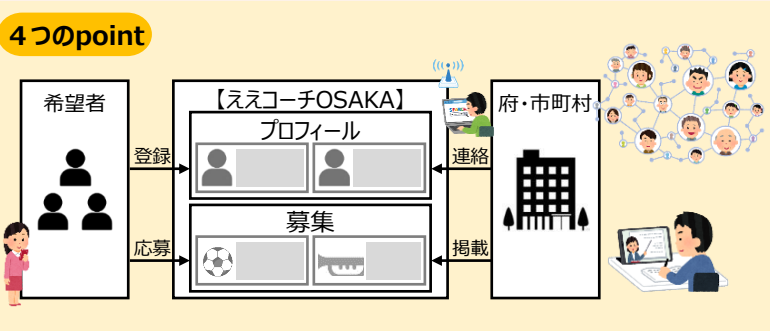


大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】について

コンセプト

『部活動指導員』および『地域クラブ活動指導者・サポート団体』の発掘・把握から、市町村の求めに応じた人材・団体の紹介による学校部活動の地域連携・休日の地域移行への支援を実現するプラットフォームを構築する

4つのpoint



- 1 スマホで簡単** 【指導者の量を確保】
直感的に登録できる導線・デザインによる気軽に登録できる仕組み
- 2 スピードマッチ** 【円滑なマッチング】
応募＋スカウトの双方向マッチング、ピックアップ・DM機能を搭載
- 3 スキルアップ** 【指導者の質の向上】
動画コンテンツによる任用前研修や任用後のフォローアップ体制
- 4 コラボレーション** 【企業等との接続】
賛同企業や大学を種目ごとにリストで掲載、大型マッチングを支援

Point 1 スマホで簡単 【指導者の量を確保】

Point 2 スピードマッチ 【円滑なマッチング】

Point 3 スキルアップ 【指導者の質の向上】

動画視聴による通信講座機能を搭載
(搭載予定動画コンテンツ)
制度の概要、活動の意義・位置づけ、服務、
発達段階に応じた指導方法、情報共有、
安全・障害予防、引率、生徒指導対応、
事故対応、配慮を要する生徒への対応、
保護者対応、管理運営 等

Point 4 コラボレーション 【企業等との接続】

持続可能なスポーツ・
文化芸術環境の構築
等に賛同・協力いただ
ける企業等を、対応
可能種目ごとにリスト
で紹介
※市町村等の単位で
一括募集する場合を想定

人材の派遣

地域クラブ活動指導者の指導者登録に必要な研修体制の構築に向けて

～大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】のPoint 3の具体化（機能拡張）～

ねらい スキルアップ  【指導者の質の向上】

 **いつでもどこでも受講可能**

 **指導にあたって必要となる知識を習得**



動画視聴による通信講座機能を搭載

(既搭載動画コンテンツ)

制度の概要、活動の意義・位置づけ、サービス、発達段階に応じた指導方法、情報共有、安全・障害予防、引率、生徒指導対応、事故対応、配慮を要する生徒への対応、保護者対応、管理運営 等

国新ガイドライン（R7.12）に伴う「認定地域クラブ活動指導者」登録制度への対応

(指導者の資質向上のための育成プログラムの構築のため、視聴状況・理解度テストの受験状況の確認及び日本版DBS対応機能を拡張)

MENU 部活動指導員および地域クラブ指導者向けのコンテンツをそれぞれ用意

共通

- ① 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- ② 部活動を担当する教員等との情報共有
- ③ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ④ 学校外での活動(大会・練習試合等)の引率
- ⑤ 事故が発生した場合の現場対応
- ⑥ 配慮を要する生徒などへの対応
- ⑦ 生徒指導に係る対応
- ⑧ 保護者等への対応
- ⑨ コンプライアンスとリスクマネジメント
- ⑩ 部活動等の指導に生かすカウンセリングマインド
- ⑪ コーチング
- ⑳ **中学校等段階の生徒の特徴や配慮事項等**
- ㉑ **女子生徒の健康課題**

選択：部活動指導員向け

- ⑫ 部活動指導員制度の概要
- ⑬ 学校教育及び学習指導要領
- ⑭ 部活動の意義及び位置づけ
- ⑮ サービス(校長の監督を受けること、信用失墜行為の禁止等)
- ⑯ 部活動の管理運営(会計管理等)

選択：地域クラブ活動指導者向け

- ⑰ **部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方**
- ⑱ 地域クラブ活動の管理運営(会計管理等)
- ⑲ 教職員における兼職兼業について
- ㉒ **生徒が在籍する中学校等との連携**



【動画の流れ】 ○ 要点をまとめた資料（PowerPoint等）に沿った解説

※コンテンツの赤字・下線部は国新ガイドラインに伴うコンテンツ追加等を予定しているもの
※日本版DBSへの対応として、指導者登録時の自己申告機能を追加搭載

地域クラブ活動指導者の指導者登録に必要な研修体制の構築に向けて

～大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】のPoint 3の具体化（機能拡張）～

視聴状況確認・理解度テストについて

「現状」



「機能拡張後」
(イメージ)

登録希望者ごとに視聴履歴や
理解度テストの状況確認が可能



認定証について

「現状」



「機能拡張後」
(イメージ)



「認定証はバンク内のプロフィール欄に添付可能」

地域クラブ活動指導者の指導者登録に必要な研修体制の構築に向けて

～大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】のPoint 3の具体化（機能拡張）～

日本版DBS対応機能について

≪現状≫

新規登録



本システムは
人材を募集する学校・クラブと皆様をつなぐ
マッチングサービスです

- [大阪府の指導者向け研修動画](#) を視聴しました
- 反社会的勢力と関わりがありません
- 犯罪歴(補導歴)はありません
- [利用規約](#) / [個人情報の取り扱い](#) に同意します

次へ進む >

≪機能拡張後≫
(イメージ)

以下を確認の上、次へお進みください

- [利用規約](#)及び[プライバシー・セキュリティポリシー](#)に同意します。
- 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格事項に該当しません。
- 体罰、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等(以下「体罰等」という。)の防止について、研修や講習等を通じて十分に理解しており、また、過去の指導において、体罰等その他部活動指導員や地域クラブ指導者として不適格な行為を行ったことはなく、今後も行いません。
- こども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)に基づき、「特定性犯罪前科」の有無を確認するためにこども家庭庁へ照会を行うこと、およびその結果が配置や採用の判断に利用されることに同意します。

特定性犯罪前科の有無確認



生徒・保護者等からの相談窓口の設置に向けて

～暴力等の不適切行為の防止等による生徒の安全確保に向けた取り組み～

未然防止

・指導者の質の向上のための研修制度の充実

(大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】のPoint 3の充実)

再発防止

・スムーズな事後対応・再発防止に向けた地域クラブ活動の指導者に関する相談窓口の開設

イメージ

※大阪府部活動改革プラットフォーム（【ええコーチOSAKA】と連動した専用ポータルサイト）にて相談窓口を開設

大阪府内の認定地域クラブ活動※における指導者からの不適切行為（スポハラ）があった場合の相談窓口はこちら

- 下記URLから相談専用フォームに必要事項を入力して送信してください。
(相談内容は必要に応じて関係市町村や弁護士等と共有いたします。あらかじめご了承ください。)

相談専用フォーム <https://forms.gle/Grtbhh7m85fsSMTL7>

※大阪府内の認定地域クラブ活動とは、府内市町村が、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ活動として認定した活動を行っているクラブをさしています。

該当しないクラブの場合は、公益財団法人日本スポーツ協会において、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するためのスポーツにおける暴力行為等相談窓口がございます。

(取り扱うことが出来る内容は、JSPO公認スポーツ指導者資格認定者、スポーツ少年団登録者のJSPO倫理規程に違反する行為等に限られています。)

(参考) 公益財団法人日本スポーツ協会 スポーツにおける暴力行為等相談窓口

電話相談 03-6910-5827 毎週火・木曜日13:00～17:00 (年末年始・祝日を除く)

Web相談 <https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1363.html#WEB>

(参考) NO!スポハラ <https://www.japan-sports.or.jp/spohara/punishment/>



大阪府内の企業や大学、関係団体等との連携体制の構築に向けて

～大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええコーチOSAKA】のPoint 4の具体化～

地域展開等に向けた広域的な基盤づくりとして、大阪府内の企業や大学、関係団体等との連携体制を構築するため、大阪府部活動改革プラットフォーム（【ええコーチOSAKA】と連動した専用ポータルサイト）にて募集し、部活動改革を促進する



大阪府では、府内市町村における持続可能なスポーツ・文化芸術環境の構築等にご協力いただける企業等を募集しています！

地域クラブ活動協力企業等募集中

持続可能なスポーツ・文化芸術環境の構築等に賛同・協力いただける企業等を対応可能な内容ごとにリストで紹介することで、企業等と府内市町村をつなぎます。

◆ご協力いただきたい内容

- A：運営団体・実施主体として
各地域クラブを統括する運営団体や、個別の地域クラブ活動を実際に行う実施主体の担い手として
- B：特定種目への指導者派遣として
地域移行(展開)を進めるために必要となる指導者の担い手として
- C：体験型イベント等のサポートとして
生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会づくりの企画・運営サポートとして
- D：集合型研修会へのサポートとして
更なる指導者の資質向上に向けて、最新の指導法等を習得するための研修会開催サポートとして
- E：その他
施設（活動場所）や用具の提供、寄附など



※上記スライドを大阪府部活動改革プラットフォームの『企業等とのコラボレーション』ページに掲載し募集